平成２８年（フ）第２３８９号
東京都北区東十条４丁目５番16号
破産者　有限会社梯梧
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３９０号
東京都北区東十条４丁目４―18―202
破産者　伊藤佐代子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１３号
東京都台東区蔵前４丁目37―４―904
破産者　堀　　経
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２４号
東京都中野区鷺宮６丁目８―５―201
破産者　小針　幸子（旧姓土屋）
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目27―３
破産者　吉川　　浩
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４３３号
東京都港区白金台３丁目16―10―405
破産者　川島　由季
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９６号
東京都足立区保木間１丁目５－１－202
破産者　木村和子こと　木村　美姫
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５１３号
埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目14番17号
破産者　株式会社エルフ自動車
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５１４号
埼玉県さいたま市中央区大字下落合1652―２―107
破産者　釜　　宣定
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５７号
東京都新宿区歌舞伎町２―42―３　下村ビル５Ａ、開始決定時の住所東京都渋谷区笹塚２丁目18―１―201
破産者　近藤　泰生
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６５号
東京都中野区上鷺宮３丁目３―25　第２末広マンション２号棟105
破産者　土屋　　智
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７７号
東京都杉並区堀ノ内２丁目18―10―302
破産者　デモヤケビンこと　デ　モヤ　トーレス　ケビン　ハビット
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９２号
東京都港区芝４丁目６―13―408
破産者　太田　喜博
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２３号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―４―103
破産者　高山宏こと　高　　定宏
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６６９号
神奈川県平塚市東真土３丁目４番39号
破産者　有限会社コーシン
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６７０号
神奈川県平塚市横内4341　ビブレ湘南Ｂ―101
破産者　吉岡　智光
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６８４号
東京都東大和市向原３丁目10―14―308
破産者　堀江　雅広
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６８９号
東京都豊島区雑司が谷１丁目50－４－３
破産者　安藤　大輔
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６９９号
東京都江戸川区東葛西６丁目２―13―302
破産者　渡部　和将
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６４号
東京都西東京市向台町２―13―34、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区善福寺４丁目11番16号
破産者　株式会社北澤保険事務所
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６５号
東京都西東京市向台町２丁目13―34
破産者　北澤　　仁
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部